

人材養成事業助成金

岩沼市商工会工業部会では、事業所の経営基盤強化や経営環境変化に対応するため、事業者の人材養成を図り事業活動の展開に必要な公的技術等の習得を目的とした免許取得等の費用の一部を助成します。

対象期間 令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

申請期間 令和8年6月15日(月)～令和9年1月29日(金)

助成率 2分の1以内 限度額 10,000円

助成対象

免許取得事業

経営者及びその従業員等が業務遂行に必要な公的資格等を取得するための免許取得に要した費用の一部を助成します。

※年度内に受験・受講を行い、申請日までに支払いを完了したものが対象

※受験可否は問いません。

助成対象経費

受験料

※普通自動車、自動二輪車、原付免許取得は助成対象外。

申請方法

岩沼市商工会ホームページ (<https://iwanuma-shokokai.jp/>) 内、商工会からのお知らせから様式等ダウンロード、又は商工会窓口でお渡しいたします。

申請の際は必ず交付要領をご確認の上、下記書類を岩沼市商工会までご提出ください。

- ・(様式第1号)岩沼市商工会工業部会 人材養成事業助成金申請書・請求書
- ・受験票写し
- ・受験料領収書写し

注意事項

※助成金の交付は、1事業所対象者3名までとし、同一対象者の申請は1回に限ります。

※予算に達し次第終了になります。